



令和元年10月からの消費税率引き上げに伴う 水道料金・下水道使用料等の改定について



【上下水道料金等への消費税転嫁について】

上下水道事業は、皆様からお預かりした大切な料金・使用料等によって運営しているところですが、令和元年10月1日からの消費税率変更に伴い、上下水道料金についても、消費税率引き上げ相当分を転嫁させていただくことになりました。

今後も、安全で安心な水を安定して供給するため、一層の経営努力に努めてまいりますので、皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、9月30日以前から継続してご利用されている場合については、消費税法上の経過措置として、施行日最初の11月検針分(9月・10月分)までは、旧税率(8%)が適用となり、11月検針分(11月・12月分)からは、新税率(10%)が適用となります。10月1日以降に使用を開始される場合は、当初から新税率(10%)適用の料金等となります。(今回の改定は、消費税相当分を引き上げるもので、料金体系の見直しを行うものではありません)

★水道料金等

水道料金 ※検針・請求は2ヶ月に1回(通常の場合)

※水道料金の計算・請求額=(基本料金(税抜)+超過料金(税抜)+メーター使用料(税抜))×消費税率(10%)

種別 用途(一部抜粋)	水量	基本料金(1ヶ月)			基本料金(2ヶ月)			超過料金1mにつき			
		料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	水量	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで
家庭用	10m ³ まで	1,200円	1,320円	1,296円	20m ³ まで	2,400円	2,640円	2,592円	110円	121円	118.80円
団体用	20m ³ まで	2,800円	3,080円	3,024円	40m ³ まで	5,600円	6,160円	6,048円	140円	154円	151.20円
営業用	20m ³ まで	2,800円	3,080円	3,024円	40m ³ まで	5,600円	6,160円	6,048円	140円	154円	151.20円
官公庁用	20m ³ まで	2,800円	3,080円	3,024円	40m ³ まで	5,600円	6,160円	6,048円	140円	154円	151.20円
工場用	50m ³ まで	7,000円	7,700円	7,560円	100m ³ まで	14,000円	15,400円	15,120円	140円	154円	151.20円
臨時用	10m ³ まで	3,000円	3,300円	3,240円	20m ³ まで	6,000円	6,600円	6,480円	250円	275円	270円
公民館用	10m ³ まで	1,200円	1,320円	1,296円	20m ³ まで	2,400円	2,640円	2,592円	110円	121円	118.80円
集合住宅用	20m ³ まで	2,800円	3,080円	3,024円	40m ³ まで	5,600円	6,160円	6,048円	140円	154円	151.20円

メーター使用料

口径	使用料(1ヶ月)			使用料(2ヶ月)			
	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	
量水器	13m/m ³ まで	100円	110円	108円	200円	220円	216円
	20m/m ³ まで	200円	220円	216円	400円	440円	432円
	25m/m ³ まで	400円	440円	432円	800円	880円	864円
	40m/m ³ まで	400円	440円	432円	800円	880円	864円
	50m/m ³ まで	2,500円	2,750円	2,700円	5,000円	5,500円	5,400円
	75m/m ³ まで	3,000円	3,300円	3,240円	6,000円	6,600円	6,480円
	100m/m ³ まで	3,500円	3,850円	3,780円	7,000円	7,700円	7,560円

★下水道使用料等(農業集落排水施設使用料含む)

※下水道使用料等の計算・請求額=(基本使用料(税抜)+超過使用料(税抜))×消費税率(10%)

用途別	汚水量	基本使用料(1ヶ月)			基本使用料(2ヶ月)			超過使用料(1mにつき)				
		料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	汚水量	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで	汚水量	料金(税抜)	①料金 (税率10%込) 2019.10.1から	②料金 (税率8%込) 2019.9.30まで
一般排水	10m ³ まで	1,200円	1,320円	1,296円	20m ³ まで	2,400円	2,640円	2,592円	20m ³ を超え 50m ³ まで	130円	143円	140.40円
									50m ³ を超え 100m ³ まで	140円	154円	151.20円
									100m ³ を超え 200m ³ まで	160円	176円	172.80円
									200m ³ を超えるもの	180円	198円	194.40円
臨時排水	1m ³ につき	270円	297円	291.60円								

※上記「超過使用料」は、2ヶ月使用した場合の汚水量を掲載しています。

【軽減税率制度について】

消費税等の税率10%への引上げと同時に、低所得者への配慮の観点から「酒類・外食を除く飲食品」と「定期購読契約が締結された週2回以上発行される新聞」を対象に消費税等の軽減税率制度が実施されますが、水道料金は軽減税率の対象なりません。

Q. 水の販売は、軽減税率の適用対象となりますか。

A. 人の飲用又は食用に供される「食品」とは、人の飲用又は食用に供されるものをいいますので、人の飲用又は食用に供されるものであるいわゆるミネラルウォーターなどの飲料水は、「食品」に該当し、その販売は軽減税率の適用対象となります。

他方、水道水は、炊事や飲用のための「食品」としての水と、風呂、洗濯といった飲食用以外の生活用水として供給されるものが混然一体となって提供されており、例えば、水道水をペットボトルに入れて、人の飲用に供される「食品」として販売する場合を除き、軽減税率の適用対象となりません。

※国税庁「消費税の軽減税率制度に関するQ&A(個別事例編)」一部抜粋

【経過措置について】

国税庁の示す経過措置が適用されるものについては、税率(8%)が適用されることとなります。

『電気料金等継続供給契約に基づき、施行日前から継続して供給している電気、ガス、水道、電話、灯油に係る料金等で、施行日から令和元年10月31日までの間に料金の支払を受ける権利が確定するもの』※(「2019年10月1日以後適用する消費税率等に関する経過措置」より抜粋)

水道料金及び下水道使用料は上記に該当するため、経過措置が適用されます。

消費税率改定による料金の改定は、令和元年10月1日以降のご使用分から実施いたしますが、9月30日以前から継続して水道・下水道等を使用されている場合については、法の経過措置によって、1月の請求分から新税率10%適用の料金となります。

※転出・転居等に伴う精算など、一部新税率適用の場合があります。